

## 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める部分)

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設の所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とすること。

(第一条関係)

#### 二 定義

1 「国際航海船舶」とは、国際航海に従事する次に掲げる船舶をいうものとする。

ア 日本船舶であつて、旅客船又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（漁船等を除く。）  
イ 日本船舶以外の船舶であつて、本邦の港にあり又は本邦の港に入港をしようとする旅客船又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの（漁船等を除く。）

2 「国際港湾施設」とは、国際埠頭施設（国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設をいう。）及び国際水域施設（国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設をいう。）をいうものとする事。

（第二条関係）

### 三 国際海上運送保安指標

国土交通大臣は、国際航海船舶及び国際港湾施設について、国際海上運送保安指標を設定し、公示しなければならないものとする事。

（第三条関係）

### 第二 国際航海船舶の保安の確保

#### 一 国際航海日本船舶に関する措置

1 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、船舶警報通報装置等を設置しなければならないものとする事。

（第五条関係）

2 国際航海日本船舶の所有者は、船舶指標対応措置を実施しなければならないものとする。

(第六条関係)

3 国際航海日本船舶の所有者は、船舶の保安の確保に関する業務を管理させるため、船舶保安統括者及び船舶保安管理者を選任しなければならないものとする。

(第七条及び第八条関係)

4 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

(第十一条関係)

5 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならないものとする。

(第十二条関係)

6 国土交通大臣は、5の検査の結果、当該国際航海日本船舶が要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書を交付しなければならないものとする。

(第十三条関係)

7 国土交通大臣は、国際航海日本船舶が要件を満たさないと認めるときは、改善命令を行うことができ、当該国際航海日本船舶の所有者がこの命令に従わない場合は、航行の停止を命じ、又はその航行

を差し止めることができるものとする。

(第二十二条関係)

## 二 国際航海外国船舶に関する措置

1 国際航海外国船舶の所有者は、一の1から4までに掲げる措置に準じた措置を適確に講じなければならないものとする。

(第二十四条関係)

2 国土交通大臣は、国際航海外国船舶が要件を満たさないと認めるときは、改善命令を行うことができ、当該国際航海外国船舶の船長がこの命令に従わない場合は、航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができるものとする。

(第二十五条関係)

## 第三 国際港湾施設の保安の確保

### 一 国際埠頭施設に関する措置

1 重要国際埠頭施設(重要港湾における国際埠頭施設をいう。)の管理者は、埠頭指標対応措置を実施しなければならないものとする。

(第二十九条関係)

2 重要国際埠頭施設の管理者又は設置者は、埠頭保安設備を設置し、及び維持しなければならないものとする。

(第二十九条関係)

3 重要国際埠頭施設の管理者は、保安の確保に関する業務を管理させるため、埠頭保安管理者を選任しなければならないものとする。こと。  
(第三十条関係)

4 重要国際埠頭施設の管理者は、埠頭保安規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。こと。  
(第三十二条関係)

5 国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の管理者が、この法律の規定に違反したとき等は、埠頭保安規程の承認を取り消すことができるものとする。こと。  
(第三十二条関係)

6 国土交通大臣は、重要国際埠頭施設が要件を満たさないと認めるときは、改善勧告を行うことができる。こと、当該重要国際埠頭施設の管理者がこの勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができるものとする。こと。  
(第三十四条関係)

## 二 国際水域施設に関する措置

1 特定港湾管理者（重要港湾における国際水域施設の管理者をいう。）は、国際水域施設について一の1から4までに掲げる措置に準じた措置を適確に講じなければならないものとする。こと。

(第三十七条から第四十条関係)

2 国土交通大臣は、特定港湾管理者が、この法律の規定に違反したとき等は、水域保安規程の承認を取り消すことができるものとする事。

(第四十条関係)

3 国土交通大臣は、特定港湾管理者が管理する国際水域施設が要件を満たさないと認めるときは、改善勧告を行うことができ、当該特定港湾管理者がこの勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができるものとする事。

(第四十二条関係)

#### 第四 国際航海船舶の入港に係る規制

1 本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする国際航海船舶の船長は、船舶保安情報を海上保安庁長官に通報しなければならないものとする事。

(第四十四条関係)

2 海上保安庁長官は、船舶保安情報のみによつては当該国際航海船舶の保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでないときは、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して生ずるおそれがある危険を防止するため、船長に対し、情報の提供を更に求め、又はその職員に立入検査をさせることができるものとする事。

(第四十五条関係)

3 海上保安庁長官は、国際航海船舶の船長が情報の提供の求め又は立入検査を拒否したときは、当該

本邦の港への入港の禁止等を命ずることができるものとする。 (第四十五条関係)

4 海上保安官は、1の船舶保安情報の内容、2の更に提供された情報の内容、立入検査の結果その他の事情から合理的に判断して、当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して急迫した危険が生ずるおそれがあり、当該危険を防止するため他に適当な手段がないと認めるときは、入港の禁止等の措置を講ずることができるものとする。 (第四十五条関係)

5 1から4までの措置は、国際航海船舶以外の船舶であつて国際航海に従事する船舶について準用するものとする。 (第四十六条関係)

## 第五 その他

手数料の納付、罰則等について、所要の規定を設けるものとする。

(第四十七条から第六十五条まで関係)

## 第六 附則

この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。ただし、船舶保安規程の承認等の規定は、同日前の政令で定める日か

ら施行するものとすること。

(附則第一条関係)